

目次

募集

いばらき女性活躍・働き方応援協議会会員募集.....	2~3
働き方改革優良（推進）認定企業の募集.....	4~5
障害者雇用優良企業の募集.....	6~7
令和6年度「県立IT短大」入学生募集.....	8
令和6年度「県立産業技術専門学院」入学生募集.....	9
令和5年度「中小企業人材育成支援事業」について.....	10~11

ご案内

8月・11月は「いばらき働き方改革推進月間」です.....	12
「あなたにエール！～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～」のご案内.....	13~14
いばらき労働相談センターのご案内.....	15
勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！.....	16
令和5年度元気いばらき就職面接会のご案内.....	17
スキルアップセミナー（在職者訓練）について.....	18
障害者雇用推進アドバイザーについて.....	19~20
労働協約の地域的拡張適用について.....	21

お知らせ

[労働局から]	
労働保険料の口座振替納付について.....	22
業務改善助成金のご案内.....	23
働き方改革推進支援助成金について.....	24~25
人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内.....	26~27
両立支援等助成金制度のご案内.....	28~29
無期転換ルールについて.....	30~31
カスタマーハラスメントについて.....	32
人材開発支援助成金について.....	33
医療勤務環境改善支援センターについて.....	34~35

[労働委員会から]	
労働委員会の窓から.....	36~37

いばらき女性活躍・働き方応援協議会

女性活躍・働き方改革に取り組む

会員企業を募集します。

対象：県内の企業・事業所



茨城県では、企業、関係団体、行政が一体となって誰もが多様な働き方を実現できる環境づくりを進めるとともに、働きがいを実感できる職場環境や、女性が輝く社会の実現を目指して「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」を運営しています。

いばらき女性活躍
働き方応援協議会

本協議会の趣旨に賛同いただける企業の皆様からのご応募をお待ちしています。

会員登録のメリット

会費
無料

- 女性活躍・働き方改革に取り組む企業として、ロゴマークをホームページや名刺などに利用することができます。
- 「女性活躍」や「働き方改革」に関する法律改正や、各種助成金、研修会などの情報を毎月メールマガジンでお知らせします。
- 女性の登用に積極的な企業を「女性リーダー登用先進企業」として表彰しています。

(事務局)

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ
TEL / 029-301-3635 FAX / 029-301-3649
Mail / rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

※協議会の詳細・会員申込書のダウンロードはこちらよりお願いします。
「あなたにエール!いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」
<https://yell.pref.ibaraki.jp/>



いばらき女性活躍・働き方応援協議会 会員申込書

●基本情報

団体／企業名	フリガナ			
代表者の役職名・氏名	フリガナ			
主要業種	<input type="checkbox"/> 鉱業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> サービス業	<input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 飲食店、宿泊業 <input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 卸売、小売業 <input type="checkbox"/> 医療、福祉 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 金融・保険業 <input type="checkbox"/> 教育、学習支援事業
全従業員数	正社員	人	パート勤務者等	人
(うち女性従業員数)	(正社員	人	パート勤務者等	人)
所在地	フリガナ			
	〒			

●ご担当者

所属(部課)名・ 役職名・氏名	フリガナ			
TEL・FAX・E-mail	TEL	FAX	E-mail	

●女性活躍推進状況の「見える化」項目

項目	実績値
管理職（課長相当職以上）の女性割合 ※管理職数に占める女性の割合 (女性の管理職人数÷男女合わせた管理職の人数)	% (年 月時点) (人中 人)
社員一人当たりの月平均残業時間（1年間）	時間 (年 月時点)
男性社員の育児休業等取得率（1年間） ※配偶者が出産した男性社員数に占める育児休業等 取得者の割合（育児休業等を取得した男性社員÷ 配偶者が出産した男性社員）	% (年 月時点) (人中 人)

●女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の有無(※)

<input type="checkbox"/> 策定している	<input type="checkbox"/> 策定していない
---------------------------------	----------------------------------

◎策定している場合は、会員申込書と併せて下記提出先までご提出をお願いします。

※企業の女性活躍に関する数値目標や目標達成のための取組を定めるもので、常時雇用する従業員が101人以上の企業は策定が義務(100人以下は努力義務)となっており、策定企業は茨城労働局への届出が必要です。(100人以下の企業は、策定の有無に関わらずお申込みいただけます。)

●提出先：いばらき女性活躍・働き方応援協議会事務局（茨城県産業戦略部労働政策課内）

E-mail：rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

●アンケート

本協議会は何で知りましたか？（複数回答可） <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> 県ポータルサイト <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> その他 ()

■基本情報の一部・「見える」化項目・行動計画は、県ポータルサイト内で公開します。

(県ポータルサイト) https://yell.pref.ibaraki.jp/council/member_company.html

■企業情報および個人情報の取扱について

本申込書に記載いただく企業情報および個人情報は、公表する項目を除き、本協議会に関するご連絡等に使用し、ご本人の承諾がない限り、その他の目的以外での使用・事務局以外の第三者への提供をすることはありません。

茨城県働き方改革優良（推進）企業を募集します



自分らしく働くワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のため、多様な働き方や業務効率化などの働き方改革に取り組み、「働き方改革優良企業」の認定を目指してみませんか。

概要

「あなたにエール！いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」で検索！

■受付期間：通年 ※認定は、随時行います。

■対象要件：

- ・茨城県内に本社、本店又は事業所等を置く企業（個人、団体を含む）であること
- ・茨城県が実施する「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」への会員登録がなされていること

■主な審査項目：

- ・時差出勤やテレワークなど多様な働き方を実現する制度があるか
- ・業務の効率化や生産性の向上に取り組んでいるか
- ・労働時間数、年次有給休暇の取得率、離職率などの数値が優れているか



推進企業

多様な働き方、業務効率化、多様な人材の活用など、働き方改革に向けて一定の取り組みを行っている企業【メリット】

- ・「あなたにエール！いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」（以下「ポータルサイト」とする）で推進企業として公表します。
- ・茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目として取り扱われています。
- ・県物品調達入札参加資格者の名簿作成の際の加点項目として取り扱われています。

優良企業

上記、推進企業の条件を満たし、所定外労働時間数、年次有給休暇取得率、離職率など、一定の数値基準を達成した企業【メリット】

- ・「ポータルサイト」で優良企業として公表します。
- ・県が運営する求人サイト「いばらき就職チャレンジナビ」で優良企業の特集ページで紹介します。
- ・県が主催する就職面接会などの企業選定の際に優遇します。
- ・特に優れた取組について、セミナーなどの場において、県が積極的にPRします。
- ・茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目として取り扱われています。
- ・県物品調達入札参加資格者の名簿作成の際の加点項目として取り扱われています。

認定の流れ・申請方法など詳細は裏面へ→

貴社の働き方改革への取組をアピールするチャンス!

認定の流れ

- 「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」の会員登録

※詳細は、「申請方法」に記載の「ポータルサイト」をご参照ください。

- 認定基準達成状況表（様式第2号）のチェック表の該当する箇所をチェック

★認定基準達成状況表のチェック表1～5の項目で、基準点をクリア

➡ 推進企業認定

★推進企業の基準を満たし、認定基準達成状況表のチェック表1～10の項目で、基準点をクリア

➡ 優良企業認定

- 申請書類を提出 ※詳細は、「申請方法」および「提出先」の項目をご参照ください。

- 認定申請書を受理後、認定基準を満たしていると認められる企業に対し、認定証を交付

※審査に必要な情報の聞き取りや現地調査、資料の提出を求められることがあります。

- 認定証を交付した企業は、以下の内容を「ポータルサイト」等で公表

①:認定企業の名称、所在地 ②:働き方改革の取組内容 等

- 認定の有効期間は、認定日から起算して2年間

※期間満了後に認定更新を希望する場合は、更新に関する申請書類の提出が必要となります。

※企業等の所在地・名称に変更があった場合には、変更届出書の提出が必要となります。

申請方法

- 下記申請書類を作成の上、ご提出ください。

①:茨城県働き方改革優良（推進）企業認定申請書（様式第1号）

②:茨城県働き方改革優良（推進）企業認定基準達成状況表（様式第2号）

③:誓約書（様式第3号）

- 申請書は、ポータルサイト（下記URL）よりダウンロードしてください。

<https://yell.pref.ibaraki.jp/work-style-reform/certification.html>

※「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」の会員登録がお済みでない場合は、別途、県労働政策課あて手続きが必要です。

※申請書類に記載いただいた情報は、当認定制度の審査および関連する事業以外では使用いたしません。

提出先・問い合わせ先

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉担当

〒310-8555 水戸市笠原町978番6 県庁舎16階

TEL/029-301-3635 FAX/029-301-3649 E-mail/rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

※提出方法はメール申請のみとなります。

茨城県障害者雇用優良企業を募集しています！

認定基準を見直し、申請しやすくなりました

県では、障害者の雇用に積極的に取り組む企業等を「茨城県障害者雇用優良企業」として認定しています。「障害のある方に優しい事業所」として広く知られることにより、企業のイメージアップにつながることを期待できます。

障害者雇用に取り組まれている企業の皆さまの応募をお待ちしています。



1 認定のメリット

- ・認定証の交付（3年間有効）
- ・認証マークを会社のPRIに活用（HP・名刺等）
- ・企業の取組を県HPやパンフレットで紹介
- ・県建設工事入札参加資格審査の技術等評価項目加点
- ・県中小企業融資制度（雇用拡大支援融資）の対象
- ・県主催就職面接会の優先参加
- ・ハローワーク求人票に認定企業である旨記載 等



障がい者雇用優良企業



2 認定基準

- (1) 県内に本社があること又は本社は県外だが、県内の公共職業安定所に障害者雇用状況報告書を提出していること。
- (2) 障害者雇用率が法に基づく算定方法により2.6%を達成していること、又は過去3年間に於いて法定雇用率を達成していること。なお、常用雇用労働者が43.5人未満の企業等においては障害者を1名以上雇用していること。
- (3) 裏面に掲げる4つの大項目において、それぞれ中項目1つ以上の取組を行っていること。
- (4) 特例子会社及び障害者就労施設等でないこと。
- (5) 申請日から過去1年以内に労働関係法令違反その他の認定にふさわしくない重大な事実がない者であること。
- (6) 企業の役員又は関係者が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。



3 申請方法

茨城県障害者雇用優良企業認定申請書（様式第1号）に、以下の3つの書類を添えて、ご提出ください。

- (1) 公共職業安定所に提出した直近の障害者雇用状況報告書の写し。ただし、常用雇用労働者数が43.5人未満である企業にあつては、雇用する障害者の障害者手帳の写し
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) その他、知事が必要とする書類

※手続きおよび様式は県HPに掲載しておりますので、ご利用ください。



茨城県産業戦略部労働政策課 Tel:029-301-3645

Mail : rousei2@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県障害者雇用優良企業認定企業取組項目

大項目	中項目	内 容	具体的な取組例	
働きやすさ	職場環境	1 設 備 ・ 環 境	障害者に配慮した職場環境となっている。	バリアフリー化・手すり・スロープ等の整備・通勤の配慮等
		2 作 業 効 率 化	誰もが作業できるような工夫がなされている。	作業内容の単純化・作業手順書等の整備等
		3 安 全 衛 生	障害者が安全に作業を行えるよう配慮がなされている。	事故防止対策・安全装置の導入等
	雇 用	4 労 働 時 間 制 度	障害者に配慮した労働時間・休暇制度が設けられている。	短時間・短日数勤務・休憩時間の延長等
		5 正 社 員 雇 用	障害者を正社員として雇用している。	申請日時時点で1名以上正社員で就労している障害者が在籍
		6 継 続 就 業	障害者が離職せず長期間就労している実績がある。	申請日時時点で3年以上継続就労している障害者が在籍
	人的環境	7 職 員 の 理 解 促 進	職場で障害者への理解促進のための取組を実施している。	職場研修会の実施・障害者職業生活相談員の資格取得・配置等
		8 コミュニケーション	障害者とのコミュニケーションを図るための工夫がなされている。	相談担当者の配置・連絡帳・手話取得勉強会・面談・声かけ運動等
		9 福 利 厚 生	障害者が楽しく健康的に働ける取組を実施している。	レクリエーション・健康診断の実施等
積極性	10 研 修 生 の 受 入	障害者の職場実習受入を実施している・実施した。	申請日から過去5年以内に特別支援高等学校生徒の受入・県の委託訓練・トライアル雇用等の登録や活用	
	11 各 種 事 業 へ の 参 加	障害者を雇用するために就職面接会や各種セミナー等へ参加している・参加した。	申請日から過去5年以内に障害者就職面接会への参加実績がある・障害者雇用促進セミナー等への参加実績がある	
	12 新 規 採 用	障害者を積極的に採用している・しようとしている。	申請日から過去5年以内に障害者の採用実績がある、申請日から過去5年以内に求人登録をしている	

茨城県障害者雇用優良企業認定企業一覧（令和4年11月末日現在）

認定件数	法人名	所在地	認定件数	法人名	所在地
1	筑波乳業(株)	石岡市	22	(株)アドバンス・カーライフサービス	つくば市
2	栗田アルミ工業(株)	土浦市	23	(社福)聖隷会	小美玉市
3	JR水戸鉄道サービス(株)	水戸市	24	金砂郷食品(株)	常陸太田市
4	京三電機(株)	古河市	25	(株)ヴィオーラ	水戸市
5	(株)カシマ	かすみがうら市	26	(株)サンユーストアー	北茨城市
6	三共貨物自動車(株)	筑西市	27	(社福)木犀会	笠間市
7	(社福)あかね会	北茨城市	28	いばらきコープ生活協同組合	小美玉市
8	高浪化学(株)	結城郡八千代町	29	渡辺食品(株)	常総市
9	(株)チャンス	牛久市	30	(株)ケーズホールディングス	水戸市
10	(株)日立物流東日本	日立市	31	日立建機ロジテック(株)	土浦市
11	日和サービス(株)	日立市	32	(株)常磐谷沢製作所	北茨城市
12	横関油脂工業(株)	北茨城市	33	(社福)ナザレ園	那珂市
13	(株)ハラキン	鹿嶋市	34	(医)それいゆ会	高萩市
14	(株)サンワーク	常総市	35	(株)染谷工務店	常総市
15	(株)幸和義肢研究所	つくば市	36	常総開発工業(株)	神栖市
16	(社福)尚生会	笠間市	37	勝田環境(株)	ひたちなか市
17	(社福)芳香会	古河市	38	(社福)博慈会	牛久市
18	(株)カスミ	つくば市	39	(株)カツタ	ひたちなか市
19	(株)南海工業	坂東市	40	日本畜産振興(株)	取手市
20	(株)全農・キューピー・エッグステーション	猿島郡五霞町	41	トキワ建設(株)	水戸市
21	関彰商事(株)	つくば市			

認定企業の取組み事例紹介

茨城県ホームページ（下記アドレス）にて、これまで認定した企業の取組事例を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

（第1集）



（第2集）



（第3集）



令和6年度「県立IT短大」入学生募集

県立産業技術短期大学校（県立IT短大）では、
産業界の即戦力となるIT技術者を育成しています。
合格率が20%程度の難関な国家試験（基本情報技術者試験）
に多くの学生が合格しております。

詳細は、**短大HP**をご覧ください。

多くの皆様のご応募をお待ちしております！

オープンキャンパス実施中！



◆施設・定員

施設	茨城県立産業技術短期大学校（県立IT短大） 所在地 〒311-1131 水戸市下大野町 6342 TEL 029-269-5500 交通 大洗鹿島線常澄駅下車徒歩7分
定員	60人（情報システムコース、生産管理コース、情報セキュリティコース）

◆入試日程

区分	試験日	受付期間
① 学校長推薦	10/17(火)	9/1(金)～10/10(火)
② 自己推薦	11/14(火)	10/11(水)～11/7(火)
③ 一般入試（前期）	12/19(火)	11/8(水)～12/12(火)
④ 一般入試（中期）	2/7(水)	12/13(水)～1/30(火)
⑤ 一般入試（後期）	3/15(金)	1/31(水)～3/8(金)

※ 「事業主推薦」 随時受付を行います。詳細については、お問合せください。

◆学費

入学金	①126,750円（令和5年4月1日以前から引き続き県内に住所を有する者） ②195,000円（①以外の者）
授業料	390,000円（年額）
授業料免除	経済的な理由によって、授業料の納付が困難な学生で一定条件を満たす方は、授業料等の免除が受けられます。
その他	教科書代、各種用具等の諸経費が必要です。

※ 詳細については学生募集要項を参照してください。

短大ホームページ <http://www.ibaraki-it.ac.jp/> からダウンロードできます。

短大HP



令和6年度 県立産業技術専門学院入学生募集！

来年度の県立産業技術専門学院の入学生を募集します！

企業の即戦力となるものづくり技能者を育成するため、少人数制のクラス指導によりきめ細かな訓練を行っています。高校の普通科出身の方や女子生徒も安心して学べます。多くの皆様のご応募をお待ちしております！



YouTube で PR 動画を公開しています！

URL <https://www.youtube.com/watch?v=6DGCzEK-rS4>



◆募集内容

募集施設	訓練期間	募集訓練科	募集定員
産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院 水戸市下大野町 6342 (TEL029-269-2160)	2年	自動車整備科	20名
		建築システム科	25名
日立産業技術専門学院 日立市西成沢町 3-9-1 (TEL0294-35-6449)	1年	電気工事科	20名
		機械加工科	15名
鹿島産業技術専門学院 鹿嶋市大字林 572-1 (TEL0299-69-1171)	2年	金属加工科	20名
		プラント保守科	20名
土浦産業技術専門学院 土浦市中村西根番外 50-179 (TEL029-841-3551)	2年	機械技術科	20名
		コンピュータ制御科	20名
		自動車整備科	20名
筑西産業技術専門学院 筑西市玉戸 1336-54 (TEL0296-24-1714)	2年	機械システム科	20名
	1年	電気工事科	20名

◆入試日程

区分	試験日	受付期間
自己推薦	8/30 (水)	7/3 (月)～8/23 (水)
学校長推薦	9/27 (水)	9/7 (木)～9/20 (水)
一般入試 (A 日程)	11/1 (水)	10/5 (木)～10/25 (水)
一般入試 (B 日程)	12/6 (水)	11/9 (木)～11/29 (水)

※ 応募方法他応募資格等の詳細については、各産業技術専門学院にお問い合わせください。



ハロートレーニング
急がば学べ

物価高騰等の影響による厳しい経済情勢が続く中でも、新たな分野への進出等に挑戦する中小企業者の皆様へ

スキルアップのための 教育研修を支援します！

最大
10万円
(補助率1/2)

中小企業人材育成 支援事業補助金

公募締切 令和6年1月31日(水)まで

※公募期間内であっても、予算満額に到達した場合は公募終了いたします

※補助金交付決定日以降に受講した研修等が補助対象となります

※研修等の受講開始日から起算して14日前までに申請してください(必着)

補助金活用例

受講する講座

- WEB関連のスキル講座 → WEBを活用した新たな事業分野へ進出したい！
- ECサイト構築講座 → ECサイトを構築して販路拡大したい！
- AIビジネス活用講習 → AIを活用した新製品・サービスを開発したい！

新たに取り組む事業等

- 対象者**：茨城県内に主たる事務所・事業所を有する事業者であり、県内において新たな分野への進出等に取り組む者
※従来と同じ事業分野の中で、単純なメニューの追加等を行う場合は対象外となります
- 対象経費**：新たな分野への進出等に取り組むために必要となる資格取得やスキルアップのための教育研修費等(外部研修の受講料、外部講師の招へい費用(謝金、旅費))
※交付決定日から令和6年2月末日までの間に受講(支払含む)完了するものに限る

■**補助額**：1事業者あたり最大**10万円**(補助率1/2)

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6
茨城県産業戦略部産業政策課 産業企画グループ
TEL:029-301-3525
MAIL:shosei2@pref.ibaraki.lg.jp

詳細はこちら



— 対象範囲 —

【対象範囲】 県内の中小企業・個人事業主（詳細は補助金交付要項に定めるとおり）

【新分野進出等の内容】

1. 新分野進出 2. 事業転換 3. 業態転換 4. 事業拡大 5. 海外展開
6. 生産性向上

※従来と同じの事業分野の中で、単純なメニューの追加等を行う場合は対象外となります。

— 必要書類 —

①補助金交付申請書

②研修等の内容がわかる資料（チラシ・パンフレット・HPを印刷したもの等）

③受講料等の金額が確認できる資料

④誓約書（紙申請の場合のみ）

⑤県税の未納がないことの証明書（原本） ※県税事務所で取得してください。

⑥事業活動を証する書面

- ・法人の場合：県税事務所に提出した法人県民税・事業税申告書の写し
- ・個人の場合：税務署に提出した青色申告決算書又は収支内訳書の写し

⑦提出書類チェックリスト

※各種様式等は、県産業政策課HP（URLは↓に記載）からダウンロードできます。


※申請書類に不備等があった場合は、交付決定までに要する期間が長くなりますので、お早めに申請してください。

— 申請方法 —

○郵送（簡易書留等の送達過程の記録が残るもの）

郵送先：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6
茨城県産業戦略部産業政策課 産業企画グループ 宛

○いばらき電子申請・届出サービスによるオンライン申請

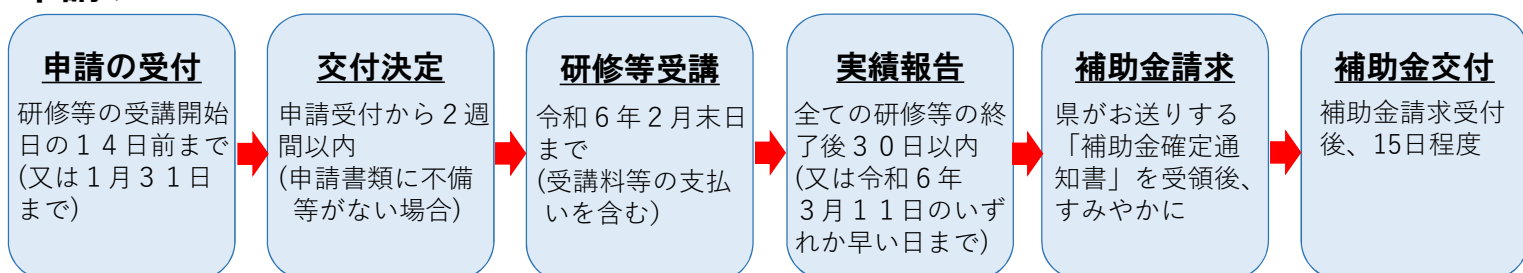
産業政策課HPのリンクから、申請画面にアクセスできます 

※先着順に受付いたします。

※公募期間内であっても、補助金交付申請額が予算額（500万円）に到達し次第、公募終了とさせていただきます。



申請フロー



※令和5年4月1日から起算して5年間は、研修等受講後の、交付申請書記載の事業計画の進捗状況について報告を求めますので、あらかじめご了承ください。

2023 8月11日 いばらき 働き方改革推進月間

「働き方改革」とは？

これまでの仕事の進め方や働き方を見直し、生産性向上を図りながら「働きやすい職場環境の実現」を目指すため、業務の効率化等による**所定外労働時間の削減**、**休暇取得の促進**などに取り組むことです。働き方改革に取り組むことで、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現にもつながります。



「働き方改革」に取り組むと どんなメリットがあるの？

適切な労働時間で働き、ほどよく休暇を取得することは、仕事に対する社員の意識やモチベーションを高めるとともに、**業務効率の向上**にプラスの効果が期待されます。社員の能力がより発揮されやすい環境を整備することは、企業全体としての生産性を向上させ、**収益の拡大**や企業の成長・発展につなげることができます。



新しい働き方・休み方が始まっています。

時差出勤やテレワーク、フレックスタイム制のほか、**時間単位の年次有給休暇**の活用など、多様な働き方・休み方を実践し、魅力ある職場づくりに取り組みましょう。

<時間単位の年次有給休暇>

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。
労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。



関連サイト



いばらき女性活躍・働き方応援
ポータルサイト（茨城県）



働き方改革特設サイト支援のご案内
（厚生労働省）



働き方・休み方改善ポータルサイト
（厚生労働省）



お問い合わせ先

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

TEL 029-301-3635 FAX 029-301-3649

受付時間／ 9:00～17:15（土日祝除く）

E-mail rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

ホームページ <https://yell.pref.ibaraki.jp/>

あなたにエール 茨城

検索



茨 ひより
（茨城県公認Vtuber）



「あなたにエール！～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～」

茨城県では、働き方改革や女性活躍に関する県内企業の取組状況や優良事例、各種支援策等を発信するポータルサイトを開設しました。

働き方改革や女性活躍を進めたいと考えている企業経営者・人事担当者、仕事と家庭を両立しながら働きたいと考えている方、管理職になることに不安を感じている働く女性など、県内で働く皆さまに様々な情報を発信し応援します。

(1) 掲載情報

- 働き方改革優良（推進）認定企業の取組紹介
- 女性リーダー登用先進企業表彰受賞企業の取組紹介
- 県内企業で活躍する女性ロールモデルへのインタビュー
- 働き方改革や女性活躍の先進的な取組をしている企業代表者へのインタビュー
- 「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」会員企業の女性活躍推進に関する取組状況の見える化（女性管理職の割合、男性の育児休業等の取得率、時間外勤務時間数）
- 国、県、市町村の各種セミナー、助成制度、認定制度等の情報

(2) URL <https://yell.pref.ibaraki.jp/>



(3) 特徴

- ◆ これから取組を進めたいと考えている企業様が参考にしやすいように、様々な業種・従業員規模の優良事例を紹介
- ◆ 働き方改革、女性活躍に取り組み始めたきっかけや進め方など、企業経営者等が取り組む上で、参考になるお話をまとめた企業代表者へのインタビューを掲載
- ◆ 身近に働く女性のロールモデルがいない方に、仕事と家庭の両立や管理職として働くことについて、県内企業で活躍する女性へのインタビューを掲載

(4) リンク 各団体様、企業様のHPにリンクのご掲載をお願いいたします。
リンクを掲載いただける場合は、下記バナーデータをお送りできます。
ご希望される場合は、下記のお問合せ先までご連絡をお願いします。



(5) お問い合わせ先 茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉G
TEL 029-301-3635 Mail:roseil@pref.ibaraki.lg.jp

あなたにエール！

～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～



今月のロールモデルインタビュー
株式会社染めQテクノロジー

Seminar & Event セミナー&イベント



2022.09.20～2023.01.13 **募集中**
働く女性のためのキャリア研修 (管理職候補の女性社員向け)

自分が目指したい管理職像を考え、実現させるために、自分の強みや自分らしさを確認するとともにマネジメントスキルを学ぶ研修です。



2022.10.11～2022.12.07 **募集中**
働く女性のためのキャリア研修 (若手女性社員向け)

仕事の価値観と自身の強みを整理することや、ロールモデルから学ぶことで、これからの私らしいワーク&ライフキャリアを描くための研修です。



2022.10.20 **募集中**
自営型テレワーカー養成講座 (入門コース)

自営型テレワーク (在宅ワーク) を始めるための基礎知識や心構えを習得できる2時間のオンライン講座です。



2022.11.17～2022.12.21 **募集中**
自営型テレワーカー養成講座 (スキルアップ)

自営型テレワークの専門スキル (Webライティング・Webサイト制作) を習得するための実務トレーニングを行います。



Interview インタビュー



働き方改革・女性活躍優良企業



海峯建設株式会社
代表取締役 柳瀬 香織さん



社会福祉法人征産会
理事長 渡辺 和成さん



株式会社 郡司建設
代表取締役 郡司 誠さん



ハンゲンシステム株式会社
代表取締役 仁術 琢磨さん

働き方改革・女性活躍優良企業

女性ロールモデル



株式会社ヴィオラ
営業部長 小口 いづみさん
1998年に1年間パート社員として、2年目から社員としてレンタルおしぼり事業を行う(株)ヴィオラに入社。総務部門で5年間従事したのち、1...



株式会社定額銀行
新治リテールステーション支店長 飯泉 昌子さん
1995年入行、住宅ローンなどの個人向けの融資業務に9年間従事した後、資産運用の相談窓口など店頭業務を8年間担当、2人の子どもを育てなが...



株式会社アプリシエイト
事業部長 森 芳子さん
2011年の㈱アプリシエイト創設のタイミングで入社。入社から数年はメーカーへ常駐し、システムの試験を担当。その後本社へ戻り、自社製品の企画...



株式会社染めQテクノロジー
課長代理 野澤 沙織さん
2011年入社、製品の出荷等の業務に従事後、2013年に現在の施工部門へ移り、施工関連の受発注、予算管理等を行っている。2年前に管理職へ...

いばらき労働相談センターのご案内

- 賃金や休業手当の不払い、一方的な解雇や配置転換、パワーハラスメント、職場でのいじめなどといったトラブルで悩んでいませんか。
- いばらき労働相談センターでは、職場のトラブルや労使問題でお困りの方のために、専門の相談員による相談や情報提供を通じて問題解決のお手伝いをしています。
- ご相談方法は、電話のほか、面談、メールでの相談も受け付けております。
※メールでのご相談の場合には、折り返しのお電話をさせていただきますので、電話番号の記載をお願いいたします。秘密は厳守いたしますので、一人で悩まずに、ぜひご相談ください。
- なお、各地区就職支援センター内での出張面談についても、日程調整のうえ行っておりますので、センター（029-233-1560）へご連絡ください。
- また、出張相談会を以下の日程で行いますので、まずはお電話にてセンター（029-233-1560）までお問い合わせください(事前にご予約された方優先。事前予約がない方も、当日の相談は可能)。

・相談窓口
・開設日時

月曜日～金曜日：9:00～19:00（相談受付は18:30まで）
第2・第4土曜日：9:00～15:00（相談受付は14:30まで）
※第1・第3・第5土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休業

・場所
・電話番号
・メールアドレス

水戸市三の丸1-7-41 いばらき就職支援センター2階
029-233-1560
rodosodan@pref.ibaraki.lg.jp

・主な相談内容

労働条件、採用、解雇・配置転換、賃金不払い、職場でのいじめ、パワハラ等

・令和5年度上半期 出張相談会の開催スケジュール 【相談時間：各日10時から16時】

日にち	会場	
7月25日(火)	つくば市役所	本庁舎302会議室
8月10日(木)	日立市役所	本庁舎301会議室
8月22日(火)	つくば市役所	本庁舎302会議室
9月28日(木)	つくば市役所	本庁舎302会議室

※相談無料・秘密厳守

勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！

茨城県では、中央労働金庫と提携し勤労者の方に必要な生活資金を低利で融資する制度を設けています。保証人はいません（日本労信協保証）。

勤労者緊急生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方
- 【使途】◆自己及び親族の冠婚葬祭費用（挙式、新婚旅行、葬式、墓地購入、成人式等）
◆医療費（病気・入院手術、出産、歯科矯正等）◆教育（保育園・各種学校・塾を含む子どもの学校の入学資金、授業料等）◆災害・交通事故のため必要となった資金◆転居費用
- 【融資金額】100万円以内
- 【利率】年利1.6% 別途保証料0.7%
- 【返済】5年以内（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）

失業者等緊急生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務していた方で、次のいずれかに該当する方
 - ・失業後6ヶ月以内で求職活動をしている方（ただし、雇用保険の受給資格があることが条件）
 - ・勤務先から給料の遅配又は欠配を受けている方
- 【使途】◆日常生活に必要な生活資金
- 【融資金額】50万円以内 【利率】年利1.2%（別途保証料0.7%）
- 【返済】5年以内（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）

育児・介護休業生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方で、次のいずれかに該当する方
 - ・勤務先の育児休業・介護休業制度を利用して、休業後復職することが確かな方
 - ・子の看護休暇、又は介護休業を取得する方
 - ・育児又は介護のための所定労働時間の短縮措置を利用する方
- 【使途】◆期間中の生活費全般
- 【融資金額】100万円以内 ※休業期間1ヶ月当たり10万円まで（5ヶ月の場合は50万円まで）
- 【利率】年利1.5%（別途保証料0.7%）
- 【返済】5年以内（1年以内の元金措置期間を含む）



融資金利は、令和5年4月1日現在の利率です。予告なく変更する場合があります。審査に必要な書類等は、下記までお問合せください。

<お借入申込み> 中央労働金庫県内各支店
<お問い合わせ> 中央労働金庫茨城県本部 (Tel:029-221-4181)
茨城県労働政策課 (Tel:029-301-3635)

～ 茨城で働こう！君にぴったりの会社がここにある！～

令和5年度「元気いばらき就職面接会」を開催します！

令和5年度元気いばらき就職面接会を開催します。

県内事業所を10～20社程度集め、求職者は企業から求人の説明や面接を受けられます。

求職者の参加無料、予約不要です。参加を希望される方は県のホームページをご確認ください。

記

1 開催日・場所

日付	開催場所	所管
令和5年7月27日（木） ※中高年シニア向け	土浦市	県南地区就職支援センター (029-825-3410)
9月15日（金）	水戸市	いばらき就職支援センター (029-300-1916)
10月24日（火）	常陸大宮市	県北地区就職支援センター (0294-80-3366)
10月26日（木）	つくば市	県南地区就職支援センター (029-825-3410)
11月8日（水）	行方市	鹿行地区就職支援センター (0291-34-2061)
11月17日（金）	日立市	日立地区就職支援センター (0294-27-7172)
11月28日（火）	筑西市	県西地区就職支援センター (0296-23-3811)
令和6年1月25日（木）	土浦市	県南地区就職支援センター (029-825-3410)
2月16日（金）	水戸市	いばらき就職支援センター (029-300-1916)

2 事業所の参加方法

開催月の約2か月前に県ホームページ上で参加企業を募集します。

参加を希望される事業所の方は県ホームページ（QRコード）をご覧ください。

【問い合わせ先】

○茨城県産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室

TEL：029-301-3645



スキルアップセミナー（在職者訓練）について

スキルアップセミナーとは、働く人をサポートするために県内5つの県立産業技術専門学院で実施している短期の公共職業訓練（ハロートレーニング）です。

「指導員の確保が難しい」、「ノウハウがないので社員教育になかなか取り組めない」、「現在の社内教育をさらに充実させたい」といったご意見に応えられるよう、企業等で就業中の皆さんを対象として機械・電気・溶接・IT・新入社員研修など、4つのコースで各種技能講習を実施しています。

是非、従業員の教育訓練にご活用ください。

コース	講座の内容・実施例	定員	訓練時間	受講料
技能向上	電気工事士受験対策（筆記・技能）、ガス・アーク溶接講座、新入社員研修 など	1講座あたり 10～30名 程度	12～20時間 程度	3,040円 ※労働安全衛生法に基づく講座は 2,750円
IT	基本情報技術者試験対策、機械・建築CAD講座 など			
オーダーメイド	企業等の個別のご要望にお応えして計画実施します。まずは内容や日程（土日・夜間実施も可）をお聞かせください。 品質管理、ガス・アーク・ティグ溶接、機械加工（普通旋盤・フライス盤）、型枠施工、基本情報技術者試験対策 など	3名以上	48時間程度	
いばらき名匠塾	オーダーメイド同様、企業等の個別のご要望にお応えして計画実施します。 概ね30代までの若年技能者に対して、熟練技能者から技術・技能を継承します。	3名以上		
技能ブラッシュアップ	技能検定1・2級取得を目指すなど技能者のレベルアップを図ります。 普通旋盤作業訓練（日立）	8名程度	最長 210時間	15,200円

【問い合わせ先】

- 茨城県産業戦略部産業人材育成課 水戸市笠原町 978-6 TEL 029-301-3656
- 県立水戸産業技術専門学院 水戸市下大野町 6342 TEL 029-269-2160
- 県立日立産業技術専門学院 日立市西成沢町 3-9-1 TEL 0294-35-6449
- 県立鹿島産業技術専門学院 鹿嶋市林 572-1 TEL 0299-69-1171
- 県立土浦産業技術専門学院 土浦市中村西根番外 50-179 TEL 029-841-3551
- 県立筑西産業技術専門学院 筑西市玉戸 1336-54 TEL 0296-24-1714

【スキルアップセミナー 茨城】 コース内容・申し込み方法はホームページからご確認ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/shokuno/jinzai/zaisyoku/zaisyokutop.html>

障害者雇用をお考えの企業の皆様へ



障害者雇用推進 アドバイザーが



雇用への取り組みの
お手伝いをします!!

県では、障害者雇用を促進するため、関係機関との連携のもと、障害者雇用推進アドバイザーが日程調整のうえ訪問し、状況をお伺いしながら障害者雇用への理解促進や仕事の切り出しなどのご提案をするほか、障害者とのマッチングを支援します。

こんなお悩みありませんか？

障害のある人を
雇用したい

雇用の
ミスマッチ
を避けたい

定着支援を
受けたい

助成金制度を
活用したい

障害のある人に対する理解を
深めたい



水戸市三の丸 1-7-41
Tel: 029-303-6322
Fax: 029-221-6031
E-mail: rousei6@pref.ibaraki.lg.jp



障害者雇用促進法の概要

1 障害者雇用率制度

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」の実現のため、全ての事業主には、常時雇用している労働者に障害者雇用率を得た数以上の障害者を雇用することを義務づけています。

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も引き上げられました。

事業主は、毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。

法定雇用率	
事業主区分	令和3年3月1日から
民間企業（従業員 43.5人以上）	2.3%
国・地方公共団体等	2.6%
都道府県の教育委員会	2.5%

○短時間労働者のカウントについて

※短時間労働者（週20時間以上30時間未満）については、労働者数及び雇用障害者数ともに0.5人としてカウントされます（重度障害者を除く）。

※なお、平成30年4月1日より、精神障害者の職場定着を促進するため、精神障害者である短時間労働者であって、「雇入れから3年以内」又は「精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方」は、1人をもって1人とカウントされます。（令和5年3月31日まで）

2 障害者雇用納付金制度

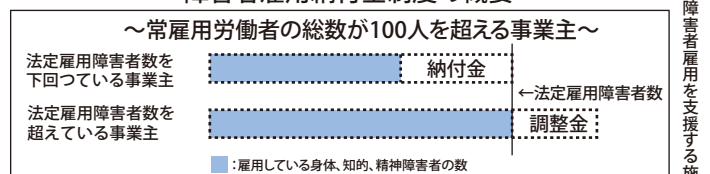
※障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図ることを目的に、常用雇用労働者100人超の事業主で、法定雇用障害者数を下回った場合は申告とともに納付金の納付が必要になり、法定雇用障害者数を超過している場合は、申請に基づき調整金を支給するほか、職場環境の整備等を行う事業主に対して各種助成金を支給する制度です。

納付金の徴収：不足する障害者1人当たり月額5万円

調整金の支給：超過する障害者1人当たり月額2万7千円

※なお、常用雇用労働者の総数が100人以下で、雇用障害者の総数が一定数を超過している事業主に対しては、申請に基づき報奨金（1人当たり月額2万1千円）を支給します。

障害者雇用納付金制度の概要



※独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構はじめての障害者雇用～事業主のためのQ&A～より引用

障害者雇用を支援する施策

3 障害者に対する差別の禁止

平成28年4月1日から障害者雇用促進法が改正施行され、雇用の分野で、障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となりました。ポイントは次の3つです。

1. 雇用の分野での障害者差別を禁止
(例) 障害者であることを理由として、障害者を募集又は採用の対象から排除する事。
2. 雇用の分野での合理的配慮の提供義務
(例) 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮する事。
3. 相談体制の整備、苦情処理・紛争解決の援助 相談先: 最寄りのハローワーク。

労働協約の地域的拡張適用について

労働組合法第18条に基づき、労働協約の地域的拡張適用について、茨城県知事に申立てがあり、労働委員会の決議を受けて、令和5年6月1日付けで茨城県知事が労働協約の拡張適用を決定しました。

このことから、**令和5年6月1日から令和7年5月31日までの間、以下の内容の労働協約が茨城県内全域に拡張適用されます。**

適用される労働者

「大型家電量販店」に雇用される「無期雇用フルタイム労働者」

「大型家電量販店」

：日本標準産業分類の「電気機械器具小売業」等に該当し、店舗面積 1000 m²超など

「無期雇用フルタイム労働者」

：無期契約の労働者(管理監督者等を除く)であって、以下を満たす者

・基本給が時給制又は日給制により算出されない

・所定労働時間が1日7時間以上かつ1週 35 時間以上 等

※詳細については、茨城県知事による令和5年6月1日付けの決定をご参照ください。

適用される労働協約の内容

- 適用される労働者のうち、1日の所定労働時間が7時間 45 分を超える労働者の、各年度に付与される所定休日数の最低日数を 111 日以上とすること。
- 適用される労働者のうち、1日の所定労働時間が7時間以上7時間 45 分以下の労働者の、各年度に付与される所定休日数の最低日数を 107 日以上とすること。
- 休日振替を行うことなく所定休日に労働が行われたときには、休日労働割増賃金として、通常の労働時間の賃金の1時間あたりの額の 135%に休日労働を行った時間数(8時間未満の場合は8時間とみなす)を乗じた賃金を支払うこと。
- 付与された所定休日数又は実際に取得できた休日数が所定休日の最低日数に満たない場合、当該年度の最後の日から順にさかのぼって最低日数に達するまでの日数について所定休日とみなして、割増賃金を支払うこと。 等

※詳細については、茨城県知事による令和5年6月1日付けの決定をご参照ください。

労働組合法(昭和 24 年法律第 174 号)

第 18 条 一の地域において従業する同種の労働者の大部分が一の労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該労働協約の当事者の双方又は一方の申立てに基づき、労働委員会の決議により、厚生労働大臣又は都道府県知事は、当該地域において従業する他の同種の労働者及びその使用者も当該労働協約(略)の適用を受けるべきことの決定をすることができる。

2、3 (略)



茨城県

茨城県知事による令和5年6月1日付けの決定はこちらをご覧ください。
お問い合わせ先 茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ
tel. 029-301-3635



労働保険料の納付は、口座振替が便利です

★ 一度登録すれば次の納期以降も自動継続されます。この機会に申し込みをお勧めします。

1. 「口座振替納付」のメリット

- ◆ 金融機関窓口に出向かずに納付ができます。
忙しくて銀行に行く時間がない！窓口で待たされる！そんなあなたに…
- ◆ 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、
延滞金を課される心配がありません。
- ◆ 手数料はかかりません。
- ◆ ゆとりある納付期日で安心です。
口座振替を利用しない場合に比べて、最大約2ヶ月納付期日が延長されます。

《口座振替納付日》

納期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替による納付日	9月6日	11月14日	2月14日
通常の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
金融機関への申込締切日	2月25日(終了)	8月14日	10月11日

※当該日が、土曜日、日曜日及び祝日に当たるときは、その翌日が期日となります。

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振り替えとなります。

2. 口座振替の申込手続

お申し込みまでの流れ

申込用紙の入手

口座を開設している金融機関に提出

通知

- ⇒ 口座振替日の約3週間前に振替納付額等をお知らせします。
- ⇒ 引き落とし後も、約3週間で振替結果通知をお送りします。

※ 申込用紙を、厚生労働省ホームページからダウンロード、または茨城労働局、各労働基準監督署の窓口で入手してください。

※ 登録手続きが完了した方に、初回引き落としの約2か月前に登録情報の確認通知をお送りします。

※ 一部の金融機関では、口座振替の取り扱いがありません。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

詳細はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html

厚生労働省 労働保険 口座振替

検索

茨城労働局総務部
労働保険徴収室
TEL 029-224-6213

令和5年度「業務改善助成金」のご案内

『業務改善助成金』は生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上につながる設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

※申請期限：令和6年1月31日

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額		助成対象事業場	助成率			
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者					
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと	【事業場内最低賃金 870円以上920円未満】 4 / 5 生産性要件を満たした場合 9 / 10 (※1)			
		2~3人	50万円	90万円					
		4~6人	70万円	100万円					
		7人以上	100万円	120万円					
		10人以上(※2)	120万円	130万円					
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円			以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと	【事業場内最低賃金 920円以上】 3 / 4 生産性要件を満たした場合 4 / 5 (※1)	
		2~3人	70万円	110万円					
		4~6人	100万円	140万円					
		7人以上	150万円	160万円					
		10人以上(※2)	180万円	180万円					
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円		以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと			【事業場内最低賃金 920円以上】 3 / 4 生産性要件を満たした場合 4 / 5 (※1)
		2~3人	90万円	160万円					
		4~6人	150万円	190万円					
		7人以上	230万円	230万円					
		10人以上(※2)	300万円	300万円					
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円			以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと	【事業場内最低賃金 920円以上】 3 / 4 生産性要件を満たした場合 4 / 5 (※1)	
		2~3人	150万円	240万円					
		4~6人	270万円	290万円					
		7人以上	450万円	450万円					
		10人以上(※2)	600万円	600万円					

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性をその3年度前の生産性と比較し、伸び率が一定水準を超えている場合に、加算して支給されます。

(※2) 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

特例事業者の条件は、①賃金要件（事業内最低賃金920円未満）②生産量要件適用 ③物価高騰等要件適用 条件②③は申請マニュアルにて確認ください。

【ご注意いただきたい事項】

- ◆過年度に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても助成対象となります。
- ◆「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため助成対象となります。

【お問い合わせ先】

- ◆「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 0120-366-440（受付時間 平日8:30~17:15）

ここに記載されている事項以外にも詳細な要件が定められています。

予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

詳細や交付申請については、茨城労働局助成金事務センター(029-246-6371)へお問い合わせください。

令和5年度 働き方改革推進支援助成金のご案内

中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的として、生産性の向上を図るなど労働時間の短縮等に取り組む **中小企業事業主等**に対する助成制度です。ぜひご検討ください。

コース	労働時間短縮・年休促進支援コース	労働時間適正管理推進コース
助成概要	労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備を行う中小企業事業主に対し、取組に要した費用（下記「助成対象」参照）を助成	生産性を向上させ、労務・労働時間の適正管理を推進した中小企業事業主に対し、取組に要した費用（下記「助成対象」参照）を助成
対象事業主	<p>以下の(1)から(3)のいずれにも該当する事業場で(4)①から④の成果目標に向けた取り組みを1つ以上行う予定の中小企業事業主</p> <p>(1) 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主</p> <p>(2) 交付申請時点で年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること</p> <p>(3) 交付申請時点で、(4)「成果目標」①から③の設定に向けた条件を満たしていること</p> <p>(4) 成果目標（一つ以上選択の上、取り組みを実施する）</p> <p>①月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減</p> <p>②年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入</p> <p>③時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入、かつ、特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイルス感染症対応のための休暇、不妊治療のため休暇、時間単位の特別休暇）のいずれか1つ以上を新たに導入</p>	<p>以下の(1)から(3)のいずれにも該当する事業場で(4)①から③の成果目標に向けた取り組みを全て行う予定の中小企業事業主</p> <p>(1)労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主</p> <p>(2)交付申請時点及び支給申請時点で36協定が締結・届出されていること</p> <p>(3) 交付申請時点で年5日の年次有給休暇取得に向け就業規則等を整備していること</p> <p>(4)①勤怠管理と賃金計算等をリンクさせ、賃金台帳等を作成・管理・保存できるような統合管理ITシステムを用いた労働時間管理方法を新たに採用すること</p> <p>②賃金台帳等の労務管理書類について5年間保存することを新たに就業規則等に規定すること</p> <p>③「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に係る研修を労働者及び労務管理担当者に対して実施すること</p>
助成率、上限額	<p>上記(4) 成果目標の達成状況に応じて、助成対象となる取り組みの実施に要した経費の一部を支給する。(以下のIとIIのいずれか低い額)</p> <p>I、上記(4)①の取組の場合</p> <p>令和5年度又は令和6年度内に有効な36協定において、</p> <p>ア 時間外労働と休日労働の上限を月60時間以下に設定 ⇒ 上限200万円又は150万円（現に有効な36協定の時間数により上限額が異なります）</p> <p>イ 時間外労働と休日労働の上限を月60時間を超え月80時間以下に設定 ⇒ 上限100万円</p> <p>・上記(4)②の取組の場合⇒上限25万円</p> <p>・上記(4)③の取組の場合⇒上限25万円</p> <p>※ 上記(4)①から③に加え、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または5%以上引き上げた場合、引上げ率及び引上げ人数に応じて上限額を加算</p> <p>II、対象経費の合計額×補助率3/4</p> <p>※ 常時使用する労働者数30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の所要額が30万円を超える場合は、補助率4/5</p>	<p>上記(4) 成果目標の達成状況に応じて、助成対象となる取り組みの実施に要した経費の一部を支給する。(以下のIとIIのいずれか低い額)</p> <p>I、成果目標達成時の上限額（100万円）及び賃金引き上げ達成時の加算額の合計額</p> <p>※ 上記(4) ①から③に加え、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または5%以上で引き上げた場合、引上げ率及び引上げ人数に応じて上限額を加算</p> <p>II、対象経費の合計額×補助率3/4</p> <p>※ 常時使用する労働者数30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の所要額が30万円を超える場合は、補助率4/5を助成</p>
助成対象	<p>労務管理担当者に対する研修、労働者に対する研修・周知・啓発、外部専門家によるコンサルティング、就業規則・労使協定等の作成・変更、人材確保に向けた取り組み、労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新</p>	
交付申請期限	令和5年11月30日（木）	令和5年11月30日（木）

コース	勤務間インターバル導入コース	団体推進コース
助成概要	勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し、当該取組に要した費用（下記「助成対象」参照）を助成	3者以上の中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間短縮や賃金引上げに向けた取組に要した費用（下記「助成対象」参照）を助成
対象事業主 (団体推進コースにおいては支給要件)	以下の(1)から(3)のいずれにも該当する事業主で(4)①から③いずれかに該当する事業場を有すること。 (1)労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主 (2)原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること (3)年5日の年次有給休暇取得に向けて就業規則等を整備していること (4)①勤務間インターバル制度を導入していない事業場 (成果目標：勤務間インターバル制度の新規導入) ②既に休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場 (成果目標：適用範囲の拡大) ③既に休憩時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場 (成果目標：休憩時間数の延長)	以下のいずれかに該当する事業主団体※などが(3)に規定する成果目標を達成すること (1)3者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある事業主団体 (2)10者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある共同事業主 ※事業主団体などが労働者災害補償保険の適用事業主であり、中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の1/2を超える必要があります。 (3)成果目標：助成対象となる取り組み内容について、事業主団体などが事業実施計画で定める時間外労働の削減または賃金引上げに向けた改善事業の取り組みを行い、構成事業主の2分の1以上に対してその取り組みまたは取り組み結果を活用すること
助成率、上限額	上記(4)の成果目標の達成状況に応じて、助成対象となる取り組みの実施に要した費用の一部を助成する。(補助率3/4) ※常時使用する労働者数30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は補助率4/5 上限額はインターバル時間数等に応じて、 9時間以上11時間未満⇒上限40万円又は上限80万円 11時間以上 ⇒上限50万円又は上限100万円 ※上記に加え、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または5%以上引き上げた場合、引き上げ率及び引き上げ人数に応じて上限額を加算	上限500万円 ※都道府県単位又は複数の都道府県単位で構成する中小企業の事業主団体(傘下企業数が10社以上)の場合は、上限1,000万円
助成対象	労務管理担当者に対する研修、労働者に対する研修・周知・啓発、外部専門家によるコンサルティング、就業規則・労使協定等の作成・変更、人材確保に向けた取り組み、労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新	市場調査の事業、新ビジネスモデルの開発・実験の事業、セミナー開催等の事業、巡回指導・相談窓口の設置等の事業、人材確保に向けた取り組みの事業等、労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に必要な経費
交付申請期限	令和5年11月30日(木)	令和5年11月30日(木)

注) 上記の他、コースごとに詳細な要件、経費によっては助成対象となる上限額等が定められています。
交付申請に当たっては、各要綱、要領、申請マニュアルも併せてご確認ください。

※令和5年度に新設されました「働き方改革推進支援助成金」適用猶予業種等対応コース(建設業)(運送業)(病院等)については、厚生労働省HPをご覧ください。

<お問合せ、申請先>茨城労働局助成金事務センター TEL 029-246-6371

人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内

良質なテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主（※）を支援します！

※ テレワーク勤務を、新規に導入する事業主の方及び試行的に導入している、又はしていた事業主の方が対象です。

支給要件及び支給額は次のとおりです。詳細は支給要領等をご確認ください。

① 機器等導入助成

支給要件

- 新たに、テレワークに関する制度を規定した就業規則または労働協約を整備すること。
- テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日まで、**助成対象となる取組**を1つ以上行うこと。
- 評価期間（機器等導入助成）における、テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が、次のいずれかを満たすこと。
 - ✓ 評価期間（機器等導入助成）に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は
 - ✓ 評価期間（機器等導入助成）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする
- テレワークの実施促進について企業トップ等からのメッセージ発信を行うなど、労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取組を行う事業主であること。

支給額

支給対象経費の
30%

※以下のいずれか低い方の金額が上限額
・100万円 又は
・20万円×
対象労働者数

② 目標達成助成

支給要件

- 評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下であること。
- 評価期間後1年間の離職率が30%以下であること。
- 評価期間（目標達成助成）に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。

支給額

支給対象経費の
20% <35%>

※以下のいずれか低い方の金額が上限額
・100万円 又は
・20万円×
対象労働者数

※<>内は賃金要件を満たした場合に適用

助成対象となる取組

- ① 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
- ② 外部専門家によるコンサルティング
- ③ テレワーク用通信機器等（※）の導入・運用
※令和5年4月1日からテレワーク用端末（PC、タブレット、スマートフォン）のレンタル・リース費用が助成対象となります。その他の支給対象となる経費については、支給要領をご確認ください。
- ④ 労務管理担当者に対する研修
- ⑤ 労働者に対する研修

ご利用の流れ等については裏面をご確認ください。

- 使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる形で良質なテレワークを推進し、定着させていくことができるよう、厚生労働省では「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を策定しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html
- テレワークの導入に当たっては、セキュリティへの配慮も必要です。テレワークセキュリティガイドライン（総務省）などもご参照ください。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/index.htm

ご利用の流れ

1

テレワーク実施計画の作成・提出

- ✓ 提出期限までに、事業主の主たる事業所（通常は本社）の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）へ提出



管轄労働局が
テレワーク実施計画を
認定

2

認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、テレワークを可能とする取組（※）を実施

評価期間（機器等導入助成）においてテレワークを実施

- ✓ 計画認定日以降、以下3の支給申請日までに、取組の実施（機器購入の場合は納品）・支払を終えることが必要。
- ✓ 計画認定日から起算して6か月間を経過する日までの期間内において、事業主が連続する3か月間を「評価期間（機器等導入助成）」として設定し、テレワークに取り組む（評価期間の始期は事業主が設定）。

※助成対象となる取組（カッコ内の数字は上限額）

対象となる取組の詳細については厚生労働省HPをご確認いただくか、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。

✓ テレワーク用通信機器等の導入・運用

- テレワーク用端末レンタル・リース費用（77万円）
- ネットワーク機器（16万5千円）
- サーバ機器（55万円）
- NAS機器（11万円）
- セキュリティ機器（33万円）
- ウェブ会議関係機器（1万1千円／対象労働者1人）
- サテライトオフィス利用料（33万円）
- テレワーク用サービス利用料（初期費用5万5千円、利用料38万5千円）

✓ 労務管理担当者に対する研修（11万円）

✓ 労働者に対する研修（11万円）

✓ 外部専門家によるコンサルティング（33万円）

✓ 就業規則・労使協定等の作成・変更（11万円）

3

①機器等導入助成に係る支給申請

- ✓ 上記2の実施後、計画認定日から起算して7か月以内に、管轄労働局へ支給申請書を提出
- ✓ テレワークに関する制度を就業規則等で新たに規定することが必要
- ✓ 上記2の評価期間（機器等導入助成）において、前頁のテレワーク実績基準を満たすことが必要



助成金の支給

支給対象経費の
30%

- ※以下いずれか低い方が上限
- ・100万円 又は
- ・20万円×対象労働者数

4

評価期間（目標達成助成）においてテレワークを実施

- ✓ 上記2の評価期間（機器等導入助成）の初日から1年を経過した日から起算した3か月間（評価期間（目標達成助成））において、テレワークを実施。

5

②目標達成助成に係る支給申請

- ✓ 上記4の評価期間（目標達成助成）の終了日の翌日から起算して1か月が経過する日までに、管轄労働局へ支給申請書を提出
- ✓ 前頁の離職率目標を満たすことが必要
- ✓ 上記4の評価期間（目標達成助成）において、前頁のテレワーク実績基準を満たすことが必要



助成金の支給

支給対象経費の
20%（35%）

- ※以下いずれか低い方が上限
- ・100万円 又は
- ・20万円×対象労働者数

助成金の詳細・問合せ先

※（）内は賃金要件を満たした場合に適用

助成金の支給要件や申請方法等の詳細については、厚生労働省HPをご確認いただくか、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。

人材確保等支援助成金

検索



厚生労働省HPへは
こちらのQRコードからも
アクセス可能です。

両立支援等助成金のご案内

1. 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）	
<p>【第1種】 男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、子の出生後8週間以内に開始する連続5日以上の育児休業を取得した男性労働者が生じた中小企業事業主に対して助成</p> <p>【第2種】 第1種助成金を受給した事業主が、男性労働者の育児休業取得率を3年以内に30%以上上昇させた場合に助成</p>	<p>【第1種】 育児休業取得時 20万円 （代替要員加算 20万円（代替要員3人以上は45万円）） （育児休業等に関する情報公表加算 2万円） *1事業主につき1回限りの支給</p> <p>【第2種】 1事業年度以内に達成：60万円 2事業年度以内に達成：40万円 3事業年度以内に達成：20万円</p>
2. 介護離職防止支援コース	
<p>「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組み、利用者が生じた中小企業事業主、または仕事と介護との両立に資する制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に対して助成</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対応特例】 新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給休暇制度を設け、介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小企業事業主に対して助成</p>	<p>A 介護休業 【休業取得時】 30万円 【職場復帰時】 30万円（業務代替支援加算・新規雇用：20万円 手当支給等：5万円（*いずれか一方のみ加算））</p> <p>B 介護両立支援制度 30万円 *A、Bいずれも1事業主1年度5人まで支給 個別周知・環境整備加算 15万円（A又はBに加算）</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対応特例】 支給対象労働者1人当たり ・有給休暇取得日数が合計5日以上10日未満 20万円 ・有給休暇取得日数が合計10日以上 35万円 *1事業主あたり1年度5人まで支給</p>
3. 育児休業等支援コース	
<p>I 「育休復帰支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に対して助成</p> <p>II 育児休業取得者の代替要員の新規雇用（派遣を含む）又は代替する労働者への手当支給等を行い、育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に対して助成</p> <p>III 育児休業から復帰後の支援として、法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に対して支給</p>	<p>I A 育休取得時 30万円 B 職場復帰時 30万円 *A・Bとも1事業主あたり無期雇用労働者1人、有期雇用労働者1人の計2人まで支給</p> <p>II A 新規雇用 50万円 B 手当支給等 10万円 *育児休業取得者が有期雇用労働者の場合、10万円加算 *1事業主当たりA・B合わせて1年度10人まで支給（最初の支給から5年間に限る）</p> <p>III 職場復帰後支援 ・制度導入時 30万円 ・制度利用時 A：子の看護休暇制度 1,000円×時間 B：保育サービス費用補助制度 実費の2/3 *制度導入時の助成は、A又はBの制度導入時いずれか1回のみ。制度導入のみの申請は不可。</p>

<p>【新型コロナウイルス感染症対応特例】 小学校等の臨時休業等により子どもの世話を する労働者が利用できる有給休暇制度及 び両立支援制度を整備し、有給休暇の利用 者が生じた事業主に助成</p>	<p>*制度利用は、最初の申請日から3年以内5人まで支給。 1事業主当たりの上限はA:200時間、B:20万円まで (育児休業等に関する情報公表加算2万円 (*Ⅰ～Ⅲのいずれかに1回のみ加算。))</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対応特例】 支給対象労働者1人当たり 10万円 *令和5年度内に1事業主当たり10人まで支給(上限 100万円)</p>
---	---

<h4>4. 新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置による休暇取得支援コース</h4>	
<p>新型コロナウイルス感染症に関する母性健康 管理措置として、医師等の指導により休業が 必要とされた妊娠中の労働者が取得できる有 給(年次有給休暇の賃金相当額の6割以上) の休暇制度(年次有給休暇を除く)を整備し、 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康 管理措置の内容をあわせて社内に周知した事 業主であって、男女雇用機会均等法に基づく 母性健康管理措置を具体的に就業規則又は労 働協約に規定し、全ての労働者に周知した事 業主に対して助成</p>	<p>当該休暇を合計20日以上労働者に取得させ た事業主 対象労働者1人当たりあたり20万円 (1事業所あたり5人まで)</p> <p>*原則として令和5年9月30日までの間に 条件を満たした事業主が対象</p>

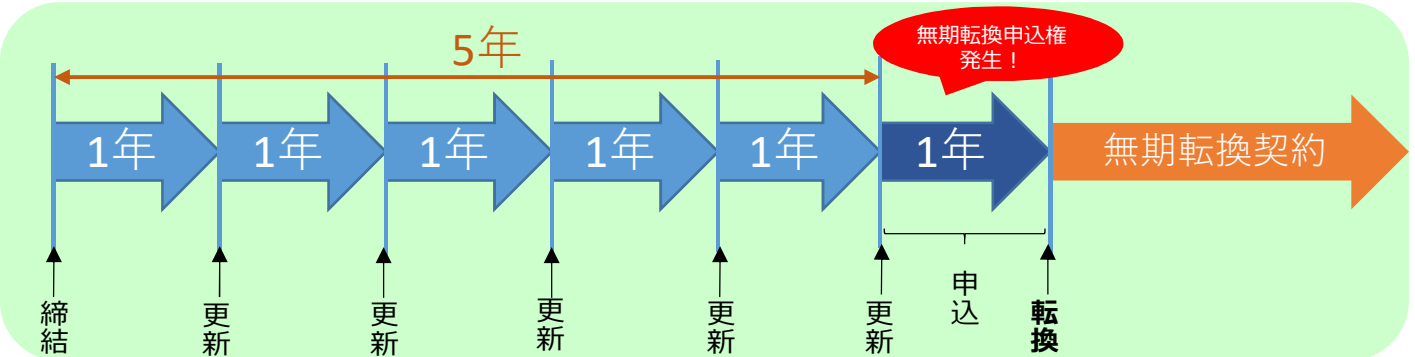
<h4>5. 不妊治療両立支援コース</h4>	
<p>不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立 支援制度(①不妊治療のための休暇制度(特 定目的・多目的とも可)、②所定外労働制限制 度、③時差出勤制度、④短時間勤務制度、⑤ フレックスタイム制、⑥テレワーク)の利用 しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行 う労働者の相談に対応し、休暇制度や①～⑥ の両立支援制度を労働者に利用させた中小企 業事業主に対して助成</p>	<p>A 環境整備、休暇の取得等 1事業主あたり30万円 *「不妊治療プラン」を策定し、不妊治療と 仕事の両立のための社内のニーズの調査や、 利用できる休暇制度等の周知を行い、当該プ ランに基づき休暇制度・両立支援制度を合計 5日(回)以上労働者に取得または利用させた 事業主 B 長期休暇の加算 1人あたり30万円 *Aを受給し、労働者が不妊治療休暇を連続 20日以上取得し、原職復帰後3ヶ月以上継続 勤務させた場合 *A・Bとも1事業主あたり1回限りの支給</p>

- 生産性要件については、令和4年度限りで廃止されました。なお、各コースごとに定めて
いる経過措置により令和4年度以前の制度内容が適用される申請については、引き続き生
産性要件の適用対象となるほか、変更前の支給額が適用されます。
- 上記以外にも詳細な要件が定められています。また、申請総額が予算額を超過した場合等は
、予算の範囲内において支給します。
- 詳細や支給申請等については、茨城労働局 雇用環境・均等室 助成金事務センター
(TEL 029-246-6371) までお問い合わせください。

安心して働くための「無期転換ルール」をご存知ですか？ まずは契約期間の確認を！！

▶無期転換ルールとは

同一の使用者（企業）との間で有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときには、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。（労働契約法第18条）



▶対象となる方は

対象となる方は、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が通算5年を超える全ての方です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

▶無期転換の申込みは、書面で行うことをお勧めします

無期転換の申込権の発生後、働く方が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立します（**会社は断ることはできません**）。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、後のトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。

雇止め・契約期間中の解雇等について

無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇を行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。

- 有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数などの上限などを一方的に設けたとしても、不当な雇止めとして許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。
- 契約期間の途中で解雇することは、やむを得ない事由がある場合でなければ認められません。

高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例

▶有期雇用特別措置法とは

通常は、同一の使用者との有期労働契約が通算5年を超えて更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、5年を超えるプロジェクトで有期契約の高度専門職を雇用する事業主や、定年後5年を超えて継続雇用を行う事業主には、雇用管理に関する特別の措置を講じた場合、無期転換申込権発生までの期間に関する特例が適用されます。

▶特例の内容

①高度専門職の特例

- ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主に雇用され、
- ・高収入で、かつ高度の専門的知識を有し、
- ・その高度の専門的知識等を必要とし、5年を超える一定の期間に完了する業務に従事する。

有期雇用労働者（高度専門職）については、そのプロジェクトに従事している期間は、無期転換申込権が発生しません。

②継続雇用の高齢者の特例

- ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、
- ・定年に達した後、引き続いて雇用される

有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）については、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。

▶手続き・その他参考情報

特例の適用を受けるためには、**雇用管理措置に関する計画の認定申請が必要**です。詳しくは茨城労働局HP (https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu/youshikishu/roudou_keiyaku.html) をご覧ください。

また、無期転換ルールの概要やメリット、無期転換ルールに関する特例の詳細については「**有期契約労働者の無期転換ポータルサイト**」(<https://muki.mhlw.go.jp/>) をご覧ください。

無期労働契約転換申込書

殿

申出日 令和 年 月 日

申出者氏名 印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が5年を超えますので、労働契約法第18条第1項に基づき、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）への転換を申し込みます。

無期労働契約転換申込み受理通知書

殿

受理日 令和 年 月 日

職氏名 印

あなたから令和 年 月 日に提出された無期労働契約転換申込書について受理しましたので通知します。

事業主の皆さま！

「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」 等をご活用ください！

～カスタマーハラスメント対策マニュアル・リーフレット・ポスターのご案内～

カスタマーハラスメント
(カハラ) って？



会社はどのような
対策をした方が
いいのかな？

「カスタマーハラスメント」とは・・・？

令和元年6月に、労働施策総合推進法等が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。

この改正を踏まえ、令和2年1月に、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）が策定され、**顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）**に関して、**事業主は、相談に応じ、適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮の取組を行うことが望ましい旨、また、被害を防止するための取組を行うことが望ましい旨**が定められました。



そのため、厚生労働省では、関係省庁と連携の上、カスタマーハラスメントの防止対策の一環として、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」や、マニュアルの概要版であるリーフレット、周知・啓発ポスターを作成いたしました。

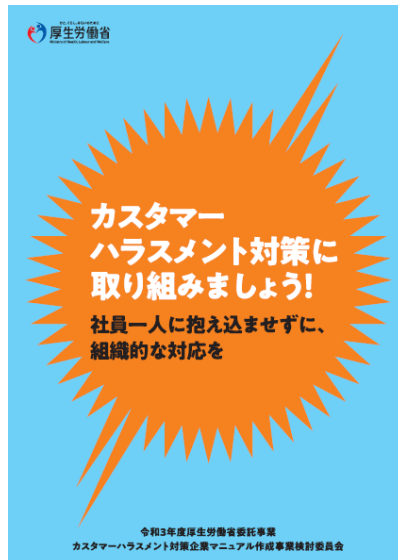
マニュアルやリーフレットには、学識経験者等の議論や顧客と接することが多い企業へのヒアリングを踏まえ、**カスタマーハラスメントを想定した事前の準備、実際に起こった際の対応など、カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組みを記載**しています。

無料でダウンロードできますので、企業のご担当者様をはじめ、幅広くご活用ください！

カスタマーハラスメント対策
企業マニュアル

カスタマーハラスメント対策
周知リーフレット

STOP! カスタマーハラスメント
ポスター



{URL ▼}
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000915233.pdf>

{QRコード ▶}



{掲載データ情報}
▶ PDF: 60^h - 3^h
▶ 9.6MB

{URL ▼}
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000899376.pdf>

{QRコード ▶}



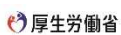
{掲載データ情報}
▶ PDF: 8^h - 3^h
▶ 1.34MB

{URL ▼}
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

{QRコード ▶}



{掲載データ情報}
▶ デザインは6種類から選択できます



茨城労働局

茨城労働局雇用環境・均等室 〒310-8511 水戸市宮町1-8-31
URL <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/home.html>



人材開発支援助成金のご案内（令和5年度）

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。

1 助成メニュー

支給対象となる訓練等	助成対象	対象労働者
① 人材育成支援コース（R5年度創設）		
10時間以上のOFF-JT、新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練、有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練について助成	・事業主 ・事業主団体等	雇用保険被保険者
② 教育訓練休暇等付与コース		
有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成 ※令和4年度から令和8年度までは、本コースで「長期教育訓練休暇制度」及び「教育訓練短時間勤務制度」は適用せず、 ③の人への投資促進コースで実施	事業主	雇用保険被保険者
③ 人への投資促進コース		
・高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練 高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練について助成	事業主	雇用保険被保険者
・情報技術分野認定実習併用職業訓練 IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練について助成		
・定額制訓練 サブスクリプション型の研修サービスによる訓練について助成		
・自発的職業能力開発訓練 労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主に対して助成		
・長期教育訓練休暇等制度 長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成		
④ 事業展開等リスティング支援コース		
事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に助成	事業主	雇用保険被保険者

2 助成額・助成率（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等		賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)		
			賃金要件等を 満たす場合※6		賃金要件等を 満たす場合※6		賃金要件等を 満たす場合※6	
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%) ^{※1} 60% ^{※2} 70% ^{※3}	60% (45%) ^{※1} 75% ^{※2} 100% ^{※3}	-	-
	認定実習併用職業訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)	60% (45%)	-	-
		OJT	-	-	-	-	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	有期実習型訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	60% ^{※2} 70% ^{※3}	75% ^{※2} 100% ^{※3}	-	-
		OJT	-	-	-	-	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)
② 教育訓練休暇等付与コース			-	-	30万円	36万円	-	-
③ 人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練	OFF-JT	960円 (480円)	-	75% (60%)	-	-	-
	成長分野等人材訓練	OFF-JT	960円 ^{※4}	-	75%	-	-	-
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	60% (45%)	75% (60%)	-	-
		OJT	-	-	-	-	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	定額制訓練	OFF-JT	-	-	60% (45%)	75% (60%)	-	-
	自発的職業能力開発訓練	OFF-JT	-	-	45%	60%	-	-
	長期教育訓練休暇制度		6,000円 ^{※5}	7,200円 ^{※5}	20万円	24万円	-	-
教育訓練短時間勤務等制度		-	-	20万円	24万円	-	-	
④ 事業展開等リスティング支援コース		OFF-JT	960円 (480円)	-	75% (60%)	-	-	-

※1 正規雇用労働者等へ訓練を実施した場合の助成率。 ※2 非正規雇用を維持した場合の助成率。 ※3 正社員化した場合の助成率。

※4 国内の大学院を利用した場合に助成。 ※5 有給休暇の場合のみ助成。1人1日当たりの助成額。

※6 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算。

活用
していますか
?

医療勤務環境改善支援センター

～すべての医療従事者が健康で安心して働くことができる職場づくりを支援します～

医療勤務環境改善支援センターとは？（略称：勤改センター）

医療従事者の働きやすい
環境づくりを実現するため、
様々な活動で医療機関を
支援するセンターです。

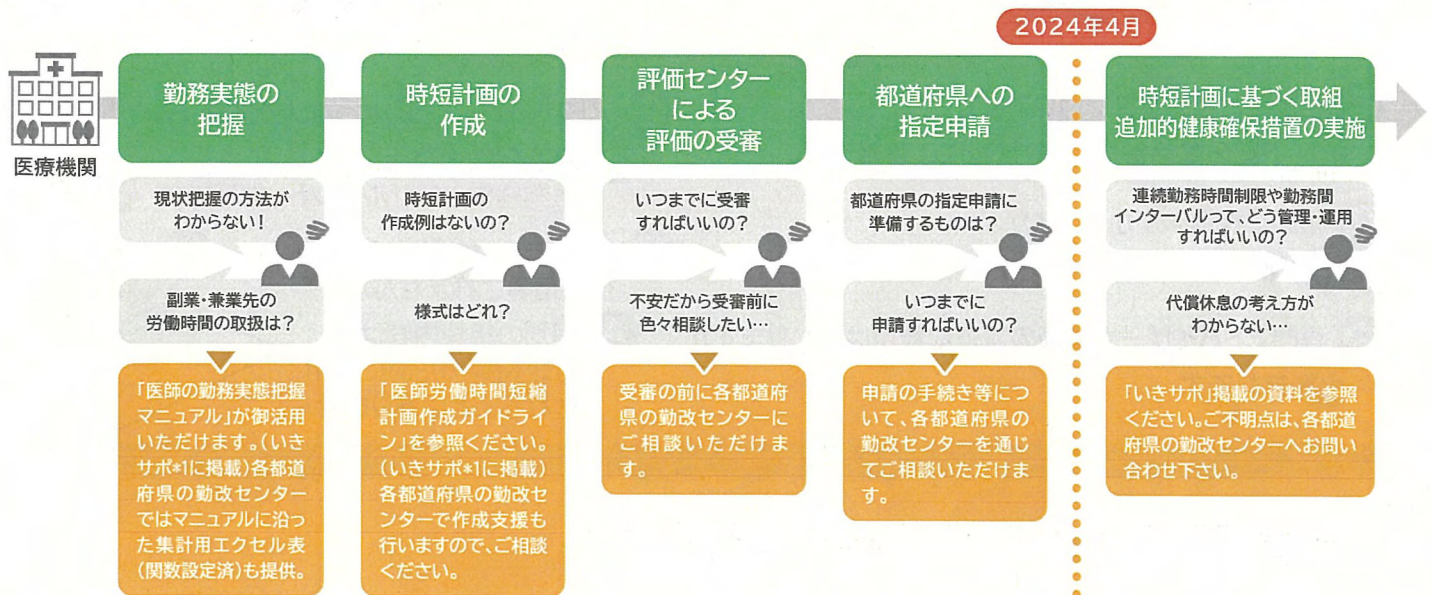
医療機関の働き方改革/
勤務環境改善に関する

- 専門のアドバイザー
（医業経営・労務管理のスペシャリスト）を派遣
- 研修会や勉強会への講師派遣
- 講演会・ワークショップの開催
- 助成制度や取り組み事例等の情報提供
- その他、様々な相談対応・個別支援 など



例えば、医療機関の直近の課題として、

2024年4月以降、医師に対する時間外・休日労働の上限規制適用に伴い、
医療機関では、目指すべき水準を設定し、必要な準備を進める取組が求められます。



2024年4月以降に、年960時間超の時間外・休日労働が可能となるのは、
都道府県知事の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師（連携B・B・C水準の適用医師）のみになります。

働き方改革等の取組に関する相談は、ぜひ勤改センターへ！

勤改センターの活用事例

アドバイザー派遣の例

アドバイザーの訪問支援

医療機関の具体的な課題や相談項目に、訪問してアドバイスを実施

- 医師の働き方改革に関わる取組を支援してほしい
(時短計画の作成/宿日直許可申請 等)
- 時間外労働の削減に取り組みたい
- スタッフの健康支援をしたい
- 人材確保、職員の定着(離職防止) など



講師派遣の例

派遣講師による研修・勉強会

例えば、
労務管理に関する院内講座の実施

- 労務管理の基礎知識
- 労働関係の法令に関する解説
- 仕事と子育ての両立支援
- メンタルヘルス対策 など



電話相談の例

電話による相談

医業経営、労務管理などの電話による相談の実施

- 36協定について教えてほしい
- 助成金等の活用について知りたい
- 労働時間把握の事例を知りたい など

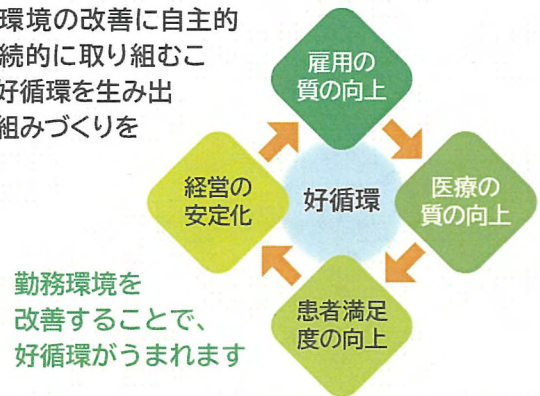


マネジメントシステム

医療勤務環境

マネジメントシステムの導入支援

勤務環境の改善に自主的に継続的に取り組むことで好循環を生み出す仕組みづくりを支援



Q&A よくある質問

Q 相談はどこにすればいいですか

A 下記の電話番号に、お気軽にご連絡下さい

Q 相談に費用はかかりますか

A 無料です

Q 専門アドバイザーや講師の派遣に費用はかかりますか

A 無料です

Q アドバイザーはどのような人ですか

A 社会保険労務士、
医業経営コンサルタント、などです

Q 相談をきっかけとして行政指導されませんか

A 個別の相談内容は行政指導のために使用されることはありません。



茨城県医療勤務環境改善支援センター

〒310-0852

茨城県水戸市笠原町489 一般社団法人 茨城県医師会内 3階

TEL : 029-303-5012 FAX : 029-303-5116 Eメール : iryokankyo@ibaraki.med.or.jp

地域の医療勤務環境改善支援センターへ、お気軽にご連絡下さい(上記の連絡先まで)

労働委員会の窓から

令和5年4月1日～令和5年5月31日

労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご利用ください。

今期の事件の状況

❁ **審査事件** (労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)
 ……当該期間中に新規申立てはありませんでした。係属中の事件は2件です。

❁ **調整事件** (労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)
 ……当該期間中に1件が終了しました。

【終結事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	調整事項	終結状況
R 5 (調) 第2号事件	道路貨物	R 5. 1. 24 労働組合	解雇の撤回、 団交拒否に係る謝罪等	令和5年4月24日、あっせんを開催したが、労使間の折り合いがつかず、あっせん員協議により打ち切りとして終結した。 (終結までの所要日数 88 日)

❁ **個別あっせん事件** (個々の労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)
 ……当該期間中に新規申請が2件ありました。

【新規事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項
R 5 (個) 第1号事件	学術、 研究開発	R 5. 4. 13 労働者	あっせん申請書に記載した事項について、話し合いの場を設けられたい
R 5 (個) 第2号事件	教育、 学習支援	R 5. 4. 26 使用者	使用者と労働者は労働契約を合意解除する



お知らせ

労使間のトラブルでお困りの方、
無料で解決をお手伝いします！

● 個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会の実施について ●

茨城県労働委員会では、労働問題に関する豊富な知識と経験を有する労働委員（弁護士、学識経験者、労働組合役員、会社役員など）による**個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会**を次のとおり実施する予定です。どうぞ、ご利用ください。

なお、相談には事前予約が必要です（9月上旬から受付を開始します）。

	日時	会場
第1回	10月11日（水）14:00～17:00	県庁舎 23階 茨城県労働委員会事務局 （水戸市笠原町978-6） ※電話での相談も行います（要予約）。
第2回	10月19日（木）17:00～19:00	
第3回	10月27日（金）14:00～17:00	

【対象者】県内に所在する事業所の労働者及び使用者（雇用形態は問いません）。

※ 詳細は、労働委員会事務局までお問い合わせください。



労働委員会講座

● 個別的労使紛争のあっせんについて ●

個々の労働者と使用者との間の労働関係について争いが発生し、自主的な解決が困難な場合、当事者間の話し合いを公平・中立な立場でとりなして、紛争の解決を援助するあっせんを行います。県内に所在する事業所の労働者及び使用者が申請できます。

あっせんでは、原則として、1つの事案について、公益委員（弁護士、大学教授など）、労働者委員（労働組合の役員など）、使用者委員（会社役員など）の公労使委員各1名ずつの計3名が、あっせん員として労働委員会の会長から指名されます。

費用は無料で、秘密は厳守します。是非ご利用ください。



【お問い合わせ先】茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町978番6
TEL 029-301-5563（総務調整課）、029-301-5568（審査課）
E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp
URL <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>
～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

茨城労働Seed
7月号 第736号
茨城県産業戦略部労働政策課
〒310-8555 水戸市笠原町978番6
令和5年7月発行 TEL 029-301-3635
[https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rose
i/rodo/seed/index.html](https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rose
i/rodo/seed/index.html)